

平成19年10月伊賀南部環境衛生組合議会第152回定例会会議録

平成19年10月23日（火曜日）

議 事 日 程

平成19年10月23日（火曜日）午後2時開議

- 日程第1 議席の指定  
第2 会議録署名議員の指名  
第3 会期の決定  
第4 議長の辞職について  
第5 諸般の報告  
第6 議案第10号 平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 第1  
～ 議事日程のとおり  
第4  
日程追加 議長の選挙  
第5  
～ 議事日程のとおり  
第6

出席議員

梶田 淑子      坂井    悟      中岡 久徳      橋本マサ子      福田 博行  
藤島 幸子      宮崎 由隆      山下 松一      吉住美智子

欠席議員

桃井 隆子

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
副管理者	伊藤 経人	収入役	森岡 繁一
監査委員	辻岡 紘一	監査委員事務局長	橋本 康郎
出納主幹	福永ひろ子	事務局長	山崎 幸雄

廃棄物処理担当監	柳嶋 正範	総務担当参事	前田 國男
総務担当参事	城山 廣三	総務室長	濱田 謙治
業務室長	名和 健治	清掃工場建設室長	夏秋 佳生

事務局職員出席者

書記長	中野 栄蔵	書記次長	高嶋 和子
書記	小島 敏孝	書記	岩本 靖之

午後 2 時開議

(議長山下松一議長席に着く)

議長（山下松一） ただいまから平成 19 年 10 月伊賀南部環境衛生組合議会第 152 回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

最初に議員の異動について、ご報告いたします。名張市選出の石井政議員、中川敬三議員、樫本勝久議員が、本組合議会議員を辞職されましたことに伴い、名張市議会において、後任者の選挙が執行されました結果、福田博行議員、藤島幸子議員、橋本マサ子議員が当選されました。

日程第 1 議席の指定

議長（山下松一） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回の、議員の異動に伴う議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において、お手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（山下松一） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、藤島幸子議員、梶田淑子議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

議長（山下松一） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山下松一) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決しました。

暫時休憩をいたします。

~~~~~

(議長山下松一退席、退場)

(副議長坂井悟議長席に着く)

日程第4 議長の辞職について

副議長(坂井悟) 会議を再開いたします。

日程第4、議長の辞職についてを議題といたします。

辞職願を朗読させます。議会書記長。

(議会書記長辞職願朗読)

副議長(坂井悟) お諮りいたします。山下松一議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(坂井悟) 異議なしと認めます。よって、山下松一議員の議長の辞職を許可することに決しました。

(議員山下松一入場)

副議長(坂井悟) ただいま山下議員から発言を求められておりますので、この際これを許可します。山下松一議員。

(議員山下松一登壇)

議員(山下松一) 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいま、組合議会議長の辞職を許可いただきました。昨年、皆様方の温かいご支援をいただき、この伊賀南部環境衛生組合議会の議長に就任をさせていただきました。それから、この1年間、ごみ行政と言われるように環境衛生組合のごみ焼却場についての問題を、何事なく各名張市議会、そして伊賀市議会、そして本議会にも色々ご相談しながら今日まで参ったところでございます。今般、議長の職を辞しますけれども、これからも皆さん方と共にこの組合議会のあり方について、慎重に審議しながら、前向きに頑張っていきたいと考えております。どうぞ議員諸侯、又執行部諸侯も宜しくごお願い申し上げて、辞任のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

副議長（坂井悟） ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂井悟） 異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議長の選挙を行うことに決しました。

~~~~~

日程追加 議長の選挙

副議長（坂井悟） これより議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂井悟） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂井悟） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。議長に福田博行議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました福田博行議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂井悟） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました福田博行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福田博行議員が議場におられますので、本席から会議規則第 29 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

副議長（坂井悟） 議長に当選されました福田博行議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。福田博行議員。

（議員福田博行登壇）

議員（福田博行） 一言ご挨拶申し上げます。ただいま議長に当選させていただきました

た福田でございます。何分、浅学菲才、若輩でございますが、当組合議会の発展のために全力を尽くして参りたいと、このように考えておりますので議員諸兄、執行部の皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。

副議長（坂井悟） ただいま議長に当選されました福田博行議員、議長席にお着きを願います。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~

（議長福田博行議長席に着く）

日程第5 諸般の報告

議長（福田博行） 会議を再開いたします。

日程第5、諸般の報告をいたします。監査委員から平成19年8月及び9月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

~~~~~

日程第6 議案第10号 平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（福田博行） 日程第6、議案第10号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第10号、平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条の規定に基づき、収入役より提出のありました決算書に、監査委員の決算審査意見書と主要施策の成果を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

さて、一般廃棄物処理事業を取り巻く状況は、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すものとなってきております。そのような中、当環境衛生組合におきましても、分別収集、資源ごみの回収の推進により、焼却及び埋め立てごみの減量を図るとともに、循環型社会を構築する基盤となる適正なりサイクル・処理体制の確保に努めてまいりました。

それでは、平成18年度の決算に関わります内容につきまして、ご説明申し上げます。

す。まず、ごみ処理事業では、可燃ごみ 2 万 5,522 トン、不燃ごみ 8,350 トン、ビン、缶、ペットボトルなどの資源ごみ 2,028 トン、粗大ごみ 1,713 トン、また、し尿処理事業では生し尿、浄化槽汚泥を合せまして 3 万 514 キロリットルを処理いたしました。

諸事業では、新清掃工場整備事業につきましては、用地買収完了後、敷地造成工事から本体工事へと平成 20 年 6 月の操業開始に向けて、施設の建設を推進してまいりました。次に、し尿処理場整備事業につきましては、平成 19 年 2 月の汚泥海洋投入禁止に係る浄化センターの整備工事を実施いたしました。また、最終処分場につきましては、平成 17 年度に引き続き延命化対策を実施し、埋立廃棄物の減量、減容に取り組みました。最後に、組合各施設につきましては、定期点検、修繕等を実施し、適切な管理運営に努めてまいりました。

以上の結果、平成 18 年度決算額は、歳入総額で 22 億 2,694 万 6,198 円、歳出総額で 21 億 6,195 万 9,715 円となりまして、歳入歳出差引額は、6,498 万 6,483 円となっております。なお、翌年度へ繰越すべき財源 16 万 700 円を差し引いた、実質収支額は 6,482 万 5,783 円となったところであります。

今後も、廃棄物の適正処理に向け、関係の皆様方のご協力を得ながら、安全かつ適正な廃棄物の処理の推進に努力をしてまいります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、決算の概要につきましては、収入役からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜わりまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） 収入役の細部説明を求めます。収入役。

（収入役森岡繁一登壇）

収入役（森岡繁一） ただいま管理者から平成 18 年度の決算議案につきまして提案理由のご説明を申し上げ、後刻、監査委員から決算審査の結果についてのご意見を賜りますが、私の方から決算の概要につきましてご説明申し上げます。

決算書の 2、3 ページをご覧くださいと存じます。歳入決算は、予算現額 22 億 1,235 万 9,000 円に対し、調定、収入済額ともに 22 億 2,694 万 6,198 円となり、未収金はありません。

次に、歳出でございしますが、4、5 ページをご覧くださいと存じます。歳出決算は、予算現額 22 億 1,235 万 9,000 円に対し、支出済額 21 億 6,195 万 9,715 円で、翌年度への繰越額 16 万 700 円を差し引きました不用額は、5,023 万 8,585 円となつ

ております。なお、予算執行率は、97.7%であります。

それでは、歳入歳出の主な内容につきまして、決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入から申し上げますので、8、9ページをご覧くださいと存じます。第1款分担金及び負担金の収入済額は16億2,509万8,000円で、内訳は名張市分14億1,124万3,000円と伊賀市分2億1,385万5,000円であります。

第2款使用料及び手数料は収入済額4,986万8,620円で、その内訳は、粗大ごみ処理手数料202万1,000円、特定家庭用機器処理手数料69万2,000円、可燃ごみ処理手数料2,822万7,900円、不燃ごみ処理手数料1,386万3,000円、し尿処理手数料506万4,720円であります。

次に、第3款国庫支出金は8,561万4,000円で、新清掃工場整備事業の交付金であります。

第4款県支出金は1,961万8,000円で、ダイオキシン緊急対策施設整備事業の補助金であります。

第5款財産収入は10万9,059円で、減債基金積立金利子であります。

10、11ページの第6款繰入金は5,000万円で、減債基金の取り崩し分であります。

第7款繰越金は、繰越明許費繰越分5,090万円を含み1億657万2,481円であります。

次に、第8款諸収入は4,146万6,038円で、主な内容はペットボトル・アルミ缶・金属類等の廃品売払収入などであります。

次に、第9款組合債は2億4,860万円で、主な内容は新清掃工場及びし尿処理施設整備事業などあります。

次に、歳出について申し上げますので、12、13ページをご覧くださいと存じます。第1款議会費の支出済額は25万3,750円で、議員報酬と旅費であります。

第2款総務費は支出済額9,271万1,270円で、職員人件費のほか、粗大ごみ収集受付業務代行委託や減債基金への積立金などあります。

14、15ページの第3款環境衛生費の支出済額は16億6,215万6,221円で、職員人件費を含む主な内容は収塵車管理費が4億4,653万6,745円で、可燃・不燃ごみ及び資源ごみの収集業務委託などのごみ収集経費であります。

また、16、17ページのごみ焼却場費は、3億8,941万1,836円で、ごみ焼却施設等の定期点検修繕のほか中央操作室運転管理や工場周辺環境調査の業務委託などがあります。

次に、最終処分場費は1億4,587万4,314円で、延命化対策事業としての破砕分別業務委託などがあります。

18、19ページのし尿処理場費は1億3,617万2,890円で、浄化センターの運転管理業務委託などが主な支出であります。

次に、20、21ページの清掃工場建設費は3億7,427万436円で、主な支出内容は新清掃工場整備事業にかかります用地費、敷地造成工事並びに本体工事などがあります。なお、清掃工場建設費として16万700円を翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、22、23ページのし尿処理場建設費は1億6,989万円で、浄化センター整備に係る工事及び施工監理業務委託であります。

最後に、第4款公債費は支出済額4億683万8,474円で、清掃運搬施設整備事業債及び清掃施設整備事業債の元利償還金であります。

以上の歳入歳出によりまして、24、25ページの実質収支に関する調書のとおり、差引残額は6,498万6,000円で、逡次繰越16万円を含め翌年度へ繰り越しいたしました。

また、26ページからの財産に関する調書もご覧いただきましてよろしくご審議を賜りまして、ご認定をいただきますようお願い申し上げます、私の説明を終わらせていただきます。

議長（福田博行） 次に、監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。監査委員。

（監査委員辻岡紘一登壇）

監査委員（辻岡紘一） 監査委員を代表いたしまして、平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計決算審査の結果をご報告申し上げます。

本決算につきましては、宮崎委員とともに、本年8月16日から9月26日までの間におきまして決算関係書類を慎重に審査いたしました結果、審査に付されました決算書及び決算附属書類は関係法令の規定に基づいて作成されており、計数も正確であると認め、10月5日づけをもって、審査意見として管理者に報告を申し上げた次第でございます。

審査の内容につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書に述べて

おりますので、その概要を簡単に申し上げます。

当年度の決算額は、歳入総額が 22 億 2,694 万 6,198 円、歳出総額は 21 億 6,195 万 9,715 円で、差引額は 6,498 万 6,483 円となり、翌年度へ繰越すべき財源 16 万 700 円を差し引いた実質収支額は 6,482 万 5,783 円となっております。

前年度と比較いたしますと、歳入総額では 4 億 2,060 万 4,742 円、23.3%の増加、歳出総額は 4 億 6,219 万 740 円、27.2%の増加となっております。

歳入決算額の主なものは、分担金及び負担金 16 億 2,509 万 8,000 円、使用料及び手数料 4,986 万 8,620 円、繰越金 1 億 657 万 2,481 円、組合債 2 億 4,860 万円であります。

歳出決算額の主なものは、新清掃工場建設に伴う敷地造成工事費 1 億 8,608 万 8,350 円、用地費 4,501 万 5,386 円、ごみ焼却施設定期修繕外 1 億 1,322 万 5,060 円、中央操作室運転管理委託料 7,791 万円、最終処分場破碎分別業務委託料 6,296 万 6,400 円、浄化センター運転管理委託料 5,145 万 5,250 円などであります。

なお、組合債の 18 年度末未償還額は 19 億 4,346 万 5,422 円で、前年度末より 1 億 2,345 万 5,849 円の減少となっております。

新清掃工場については、平成 20 年 7 月の試運転開始に向け、本格的に建設工事が実施されており、周辺地区住民の安全、安心を第一に考え、施設整備の推進に努められたいと思います。

また、地球環境の保全という大きな観点から、今後も住民、事業所等の理解と協力を得ながら、ごみの減量化、分別収集による資源化を積極的に進めるとともに、安全確保と適正な施設管理のもと、円滑な事業の遂行に一層努力されることを期待し、決算審査の報告といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 平成 18 年度決算のご説明をいただきました。その歳入について、少しお聞きをしておきたいというふうに思います。

最初に、事業費の中のごみ焼却場費でございますが、この中の修繕料ですね、1 億 円余が使われておりますけれども大変大きな金額だというふうに認識しております。何月何日にどのような理由で修理をされたのかというふうな事について、内容と金額をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから燃料費につきましては予算の範囲以内で努力されていたというふうな形跡

が見られるわけですが、現在、油代が非常に高くなっております。今後の対策について、どのように考えておられるかをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、最終処分場の延命化対策を行っていただきました。当初の予算では5,000万円だったかというふうに思うわけですが、この決算の説明によりますと6,296万円というふうなことになっております。破碎分別業務委託料というふうなことですが、どのようなことでこの1,200万円余が増えていったのかというふうなことをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、これはまだ始まって少ないわけですが、容り分別が試験的に、これは名張関係だけですけれども、行われておりますけれどもそのことにつきまして燃やすごみ、燃やさないごみの変化が出てきているのかどうかというふうなことについて、現状分かる範囲で結構ですのでお答えいただけたらと思います。

三つ目といたしまして、し尿処理場の浄化センターの整備工事につきまして1億7,000万円余使われておりますが、これはご存知のように海洋投棄が今年2月で出来なくなりましたことによって対策をしていただいたというふうなことですが、これに伴って各住宅地で処理費用が引上げされました。どのような状況になっているのかというふうなことをお聞きしたいのと合せて、運営状況ですね、今後の課題などもあればお聞きしておきたいというふうに思います。

取りあえずその点からお答えください。

議長（福田博行） なお、本日の質疑は会議規則第43条の規定により3回までといたします。事務局長。

事務局長（山崎幸雄） それでは橋本マサ子さんの質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、ごみ焼却場費の定期修繕工事でございますが、これは2回行ってございまして1回目の修繕工事は8月31日から9月29日まででございました。金額につきましては5,604万600円でございます。主な工事内容でございますが、ご承知のとおり当焼却炉はA系とB系と2つの炉がございます。このうちの8月に直しましたのはB系の焼却炉でございまして、内容としましては焼却炉内の耐火物の打ち替え。それから破碎機のカッターの刃の肉盛り。それから給じん機のスクリー羽の肉盛りとか。電気集じん器につきましては腐食による本体ケイシングの減肉。それから穴空き箇所の補修、消耗品の交換。通風設備につきましては腐食によるダクト等の減肉、あるいは

穴空き箇所の補修、それから排ガス分析計の消耗品の交換とか。それから共通部分につきましてはごみクレーンのワイヤーロープの消耗品交換。灰コンベア磨耗による配管の穴空き箇所の補修。これが第一期の工事の内容でございます。そして、第二期の工事につきましては平成19年2月2日から23日まで行いました。金額につきましては5,143万3,200円でございます、主な内容といたしまして、今度はA系の焼却炉でございます、これも焼却炉内の耐火物の打ち替えがございます。それから破砕機のカッターの刃の肉盛り。それから給じん機のスクリュウの羽の肉盛りとか。それから電気集じん器につきましても腐食によるケイシングの減肉とか、穴空き箇所の補修。A系と同様の補修を行ってきたところでございます。

続きまして、燃料費につきましては当然のことながら軽油につきましては、当初、平成13年8月では78円であった価格が本年9月には123円と非常に上がっておるわけでございます。このことにつきまして、今後、集塵車が一番よく燃料を使うわけでございますが、できる限り効率的な、燃料節約できる収集コースの選択をしていくとともに、車両の作業の種類によってはアイドリングストップを心がけていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、最終処分場の延命化対策で破砕分別をしているわけでございますが、その委託料が当初予算より増額されているのはなぜかということでございますが、増額の理由といたしましては破砕分別作業に利用する破砕機は元来、砂利、岩石、廃材などの処理を行う機器であり、当業務における処理対象物がプラスチックを主とした不燃ごみであることから耐用年数を4年として計上したわけでございます。しかしながら、処理対象物の破砕作業に支障が出る金属の固まりによる破砕刃の損傷、それからビデオテープ等のテープ部分が機械へ巻きつくことによって故障が出てきたわけございまして、その影響によりまして耐用年数を本来の3年として計上させていただいた、その差額がこの変更契約に表れているわけでございます。また、最終処分場の埋立て処分する廃棄物を破砕分別することによりまして減少いたします。伊賀南部環境衛生組合使用の重機が少なくなるとして、破砕分別作業に無償貸与する計画でございましたが、しかしながら最終処分場の埋立て処分量は災害廃棄物の増加とか、埋立ての増加とか、そういうことによりまして無償で貸与が出来なくなり、その契約者へお支払いしたと、こういうことが主な要因でございます。

次に、容器包装プラスチックの試行が始まりましたが変化があったかどうかという

ご質問でございますが、本年の10月3日の容器包装プラスチックの分別回収の初日は名張市内全域が容器包装プラスチックの回収日となりました。名張市内の総回収量は31トンで、普段の全域回収量約50トンと比較すると大きく重量が減っています。これは、多くの市民が事前の説明会に参加いただき、ご理解とご協力をいただき、商品プラスチック、陶器、ガラス、金属、複合物等の燃やさないごみを除いて出された結果でございます。当日、ごみステーションを巡回し、分別する排出状況を調査したところ、約8割の方々が分別されている状況でございました。収集した容器包装プラスチックのごみ質のサンプルを調査したところ、目測では8割分別できているものもございましたが、中身を分類すると、異物とか汚れのある容器包装プラスチックもたまにございました。今後も回収された容器包装プラスチックのごみ質のサンプル調査を行うとともに、各地のごみ排出の状況を収集員からの情報等をもとに、分別状況の良くない地域に対しては除々に分別指導していきたいと考えております。新たに1日設定された燃やさないごみの状況は、容器包装プラスチックを除いて出された場合は非常に量の低い状態となっており、なかには出されていないご家庭もございます。燃やすごみの状況につきましては、汚れを落とせない容器包装プラスチックは燃やすごみにしてくださいとの説明を行いましたので汚れのついた容器包装プラスチックであるマヨネーズや練りわさび等のチューブ類が増えているようでございます。また、雑紙や紙の菓子箱等を資源ごみにしたり、草を庭の木の根元に置いたり、草刈を行ってから何日か置いて量を減らして出すご家庭も目立つようになって参りました。市民の皆様が事前説明会にご参加いただき、ある程度理解いただいた結果、大きな混乱はなく試行回収がスタートしたところであり、今後段階的な啓発に努めて参りたいと、このように考えているところでございます。

次に、し尿処理場の浄化センターの整備の件でございますが各住宅地で処理費用が引き上げられているということでございますが、平成19年2月のし尿汚泥の海洋投棄の全面禁止によりまして、伊賀南部浄化センターの住宅団地からの汚泥搬入量が増えることに対応して整備をしてきたところでございます。予想どおり2月からは搬入量が急増するとともに、下水道事業による排水の接続替え工事による浄化曹の解体洗浄処理も同時期となり、5月をピークとして8月までは処理能力一杯の運転処理を行いました。9月からは搬入量も落ち着き、安定して運転しているところであります。今後年末の12月、年度末の3月頃には搬入が増加することを予想してございますが、適

性に処理するものと見込んでいるところでございます。

また、各住宅地の汚水処理費用につきましては、各住宅地より月料金の額、新規加入期の負担額も様々でございまして、各住宅地の開発時期、計画人員、それから汚水処理場のメンテナンス費用等の諸事情により決められたものと推測してございます。また、各住宅地の汚水処理費用につきましては伊賀南部環境衛生組合で決定や指導するものではございません。これは民民の契約で行っていただくと、こういうことでございます。以上でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） きってお答えいただきました。

最初の修繕料なのですけれども、年に2回定期点検というふうなことでお聞きをしたわけですが、かなり沢山の部分を修繕していただいているわけですが、これは例年こうして、18年度では2回というふうなことです。例年2回をされているのか、また、その金額ですけれども、こういった定期点検、修理などは毎年こうして行われて、だいたい同じような内容が修理されているのかどうかの経年変化について、再度お聞きをしておきたいというふうに思っております。それから、これは18年度でございすけれども、19年度になってからは何月何日に点検があったのかというふうなことについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、燃料につきましては、様々な努力をしていただきたいというふうなことで終えたいというふうに思います。

最終処分場の延命化対策で、この耐用年数の見直しというふうなことでございすけれども、これは元々からそんなに耐用年数にこだわった、長い年数を使う予定でなかったのではないかとこのように思うわけですが、それ以外に何か理由があるのではないのかなというふうに思う。もう少しこの理由がわかりにくいわけですが、もう一度わかりやすいご答弁をいただきたいなというふうに思います。

それから、容りの分別を試験的に進められて、かなり初めてと申しますか、従来から少しずつ進めてはいただいておりますけれども、こうして本格的に進めて行く。試験的ではありますけれども、かなりそういう面では市民の皆さんも関心をもってくれているというふうなことを、結果をお聞きして思いました。そういう意味では、本当にこれからの経過を見ながらきちっと説明責任を果たしていただいて、協力をいただけるという市民の皆さんに関心をもつていただくというふうなことが大切だろう

と思いますので、今後、来年の3月までが試行期間ということでもありますので、これから全市的な努力をお願いしておきたいというふうに思います。

それと、燃やすごみ。容りのことについてはこうしてお聞きをしたわけですが、それでは燃やすごみがどのように減ったのかというふうな点では言及がなかったわけですが、ごみの減量というふうな観点でひとつお聞きしておきたいというふうに思います。これは以前にいただきました資料で見ておりましたのですが、可燃ごみ、不燃ごみと可燃ごみの経年変化を見ておりました。これで数字が大きく違ったところで、どうしてこのように減量が出来たのかなというふうなことでお聞きをしたいわけですが、伊賀市さんの方の事業系のごみですね、平成17年度で425トンだったのが平成18年度で26トンに減っているというふうな数値を書いたものをいただいたわけですが、これはどういうことをされて、このように沢山の減量があったのかというふうなことを、おわかりでしたらお聞きをしたいというふうに思います。

し尿処理場の浄化センターにつきましてですが、出来ましたら今後、各住宅地がどれぐらい引き上げされたのかというふうなことを、指導はできないでしょうけれどもつかんでいただけてお知らせしていただきたいなというふうに思います。当初、この工事に入るときに、私は、この整備工事をするによりまして海洋投棄が出来なくなってもなんら市民の皆さんには影響なく、それが移行できるのかなというふうに思っておりましたら、こんな突如として引き上げがというふうなことで、各地でだいぶ議論がされてきたというふうな経過もありますのでお聞きをさせていただきました。その点について、もう少しお聞きをしておきたいと思います。

それから、続きまして新清掃工場の問題でございますが、今、移転に向けて粛々と工事を進めていただいておりますけれども、働く人達にとってどうかというふうなことについてお聞きをしておきたいわけですが、現業組合のみなさんですね、協議が終了しているのかどうか。多くの方々は通勤にも、バスで通勤をされていらっしゃる方がおられるわけですし、働く人達がどのような形で通勤をされるのかというふうなことも含めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、従来から議論になっておりました中継所はもう決まったのでしょうか。決まったのであればお知らせいただきたいし、その内容はどの様になっているのかというふうなこともお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、収集業務の委託がこの間ずっと進められているわけですがけれども、業務

内容とかが、またかかる経費について直営との比較検討がされているのかどうか、検証がされているのかどうかというふうなことについてお聞きをしておきたいと思いません。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） まず1点目の修繕工事でございますが、毎年何回するのかというところでございますが、これ通年、先程も申しましたとおりA系とB系の2つの系列がございます。従いまして1年に1回、A系、B系と、このようにしてきているところでございます。平成19年度につきましては既に改修工事を終わってございます。

それから、次の最終処分場の4年を3年にしたという話でございますが、実はこれ始まったのが17年度でございますして、18年の1月から18、19それから20年度と。20年度の新清掃工場できるまで破碎分別をさせていただくと。と言いますのは、4月から容器包装プラスチックで家庭ごみにつきましては分別をさせていただくわけでございますが、事業系ごみが残ってまいります。それにつきましても破碎分別をさせていただきたいと、このように考えてございます。新清掃工場に移りますと、これらの全てを工場内でさせていただくと、こういうこととなってございまして、その4年を3年にした場合、償却が早くなるわけでございますのでそれだけの増額が必要と、こういうことでございます。

それから、し尿につきましては、私ども関係はないと言えないのですが、ただ私どもが今度整備いたしましたし尿処理の浄化センターの場合、受入れの汚泥の濃度が98パーセントの濃度で受入れるとこういうことでございまして、それぞれの、し尿のコミプラによってはですね含水量が違っていると、含水量が高ければまた戻してもらおうと、こういうこともございますのでその辺が処理金額に跳ね上がって来るのかと、このように考えているところでございます。

それから、次に新清掃工場の関係でございますが、現業評議会との協議はどうかという話でございますが、これまで施設の配置計画や全体計画、全体の施設計画の内容につきましては職員にいずれも説明をし、意見交換会を開催してきたところでございます。このほか、主に職員が利用する事務所、あるいは控え室、更衣室等についても詳細な説明を行い、意見交換を行ってきたところでございます。今後につきましても工場棟の作業の安全性、あるいは効率性の確保の観点から運用計画についても意見交換を行っていくこととしております。

それから、中継所の話でございますが、決定はということでございますが、中継所につきましては現在、立地関係地区の皆様方のご理解を得ることを最優先に取り組みを進めている段階でございますが、現時点では十分な理解を得たという状況にはなっていないことから、今暫らく猶予いただきたいと、このように考えております。また、設置の考え方につきましては、ごみを搬入された方々に配備してあるパッカー車に直接投入していただき、その日の内に清掃工場へ搬送するといった方法での運用が出来ればと考えております。このことにより、恒常的によりごみを貯留するための施設整備等、新たな施設投資をせずに取り組んでいけるものと考えておりました、同時に立地周辺地域に対する環境の影響についても最小限に押さえることができるものと、このように考えているところでございます。

それから、通勤のことでございますが、新清掃工場になりますと職員の方が通勤をしなくてはならないと。ただ、車に乗れない職員の方もございますが、これにつきましては三交のバス路線もございますが時間的に合わない。早く着くわけございまして、青山駅を7時25分に乘ったら桐ヶ丘八番町に着きまして7時34分と。ここから約1.7キロから2キロあるのですけれど、ここの部分をどうするかということが問題となってまいりますので、この辺については今後検討をしていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、収集業務委託の件でございますが、伊賀南部環境衛生組合のコスト削減への取組みにつきましては、ごみ収集業務においては退職職員を不補充として民間委託の推進を行ってございます。平成17年度実績でございますが、収集車1台に3名乗車。人件費、平均年齢40歳として、直営と民間委託のコストを比較したところでは、直営が2,223万1,000円、委託が1,762万6,000円となり、年間で約460万円程度削減をさせていただいているところでございます。今後も、組合職員が多数退職する年もあることから適正な価格で委託を進めて参りたいと、このように考えているところでございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員

議員（橋本マサ子） 最初の質問の中で、定期診断ですか、修繕をしていただいたそのことをお答えいただきました。経年変化の金額について、およそで結構ですけれどもわかれば教えていただきたいなど。それから、今年はもう済みましたということでしたが、いつ行ったのでしょうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。なぜ

かと申しますと、現在、炉の運転が止まっているというふうなことも聞かせていただいておりますので、それがどういうことでそうになっているかというふうなことを知りたいわけです。定期点検がもし直前にされたならば、定期点検をされたあとになぜ炉が止まるのかというふうなことになるわけですけれども。これはちょっと小耳に挟んだ話なのですが、焼却場の燃えるごみの方の炉にですね、冷蔵庫が入っていたというような話をちょっと小耳に挟んだので、そんな常識では考えられないことがなぜ起るのかなというふうなことを思いましたのでお聞きしたかったわけですが、そういう事実があるのかなのか。それが、もしそのようなことがあったのであれば、なぜそんなことが起ったのかというふうなことについてもお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、し尿処理場のことにつきましてはお答えいただいたわけですが、各住宅地ではやはりかなり値上げがあって、いろんな議論があったわけですが。この開始をするときに、その含水率が住宅地によって違いがあるというふうなことも含めて、それが改善できるような、開始が出来なかったのかなというふうに、素朴な疑問なのですが私はいつも思っているわけなのですが、その辺についてわかればお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、中継所については、まだ十分な理解が得られていないので発表できないというふうなことでございました。職員の皆さんとも、その働いている方とは十分な意見交換をしていただきたいというふうに思うわけですが、このこと、通勤にかかわっては、本当にこれから、今までの勤務がこれから出来なくなるというふうなことでは困りますので、その辺対策をきちっと練っていただきたいというふうに思います。

また、民間委託によつての比較検討がされたかという点では経費的には比較はされているわけですが、現場で働く人達の職務内容について改善がされているのかどうか。もっと厳しい状況の中で働いていただいているのかどうか。その辺が見えないわけですが、人が減り、仕事が増え、大変忙しい思いをされているのではないかなというふうにも感じるわけですが、その辺お変わりはないのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

最後にお聞きをしておきたいというふうに思いますのは、当年度、職員の給与構造が大きく変わりました。そのことによりまして職員の皆さんが、これは変わった当時というのはあまり関係なかったのかというふうにも思うわけですが。けれども将来的に

はだいぶ大きな金額の影響が出てくるというふうに思うわけですが、どのような影響になるかというふうなことについてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） まず、定期点検については室長の方からお答えをさせていただきますと思います。

それから、し尿処理場の話でございますが、先程も申しましたとおり98パーセントの濃縮汚泥の処理を私どもはしたいということでございまして、それにつきまして各コミプラから来る汚泥につきましては凝集剤っていうものが混じって、ございましてそれが当浄化センターでの脱水に弊害がございまして、あわしていただけないとできないと、こういうことでございます。

それから、職員の人件費でございますが、平成18年度の給与構造の抜本的な改革は前年の人事院勧告を基礎に地域別の官民格差を繁栄するため、平均4.8パーセントの給料水準の引き下げと地域手当の新設をセットで行い、合わせて若年層に影響させることなく給与カーブをフラット化することで年功的な給与上昇を抑制したことが主な内容でありました。具体的には、若年層につきましては給料水準が据え置かれ、一方中高年齢層につきましては給与水準が平均7パーセント引き下げられることとなったわけでございます。ただし、経過措置としまして、改革前の月額につきましてはいわゆる現給補償の形で差額を支給することとされましたので、事実上、職員個々には支給額の減少がございました。また、名張市と同様、地域間格差の考慮により平成18年度で給料月額1パーセントの地域手当での支給地域に該当いたしましたので、給料と地域手当での合算で改革の前後の支給額を比較しますと、少なくとも給料月額1パーセント増という形で影響があったこととなります。平成17、18年度の間は財政の非常事態宣言を受けての2パーセントカットや現在実施中の5パーセントカットを実施しておりませんでしたので、名張市独自の給料抑制の影響もございませんでした。ただし、この給与構造の改革によりまして、将来的には現給補償の適用を受ける職員がいなくなりますので、平成18年度の給与構造の抜本的改革前に退職した職員と比較しますと、4.8パーセントの給与水準の引き下げと3パーセントの地域手当の増によりまして差し引き1.8パーセントの引き下げの影響が出るものと予測しているところでございます。

残余のことにつきましては室長よりお答えをさせていただきます。

議長（福田博行） 業務室長。

業務室長（名和健治） 清掃工場の定期点検のことですが、本年度につきましては、前半につきましては5月から6月について行いました。そして後半ですけれども9月に定期点検を行いました。

冷蔵庫が投入されていたとか、そういう事実は過去にございました。しかし、それはクレーンでかくはんしている際に、炉の中に入れるまでに発見いたしましたので、それによって大事には至っておりません。

現在、1週間程度止まっている所は送風機の故障で、点検項目以外のものがございます。この費用、施設の維持補修費でございますが、清掃工場の排ガス高度処理施設を整備した以降の平成15年度から順次申し上げます。定期点検以外に小さな補修も入れまして、平成15年が9,297万2,000円、16年度が1億2,055万円、平成17年が1億1,091万3,000円、平成18年度が1億1,188万8,000円ということで、この4年間、平均を取らせていただくと約1億900万円というところでございます。1億円前後を行ったり来たりというところでございます。ほぼ同じです。ただし、老朽化、あるいは廃プラ等を燃やしている関係がありますので、年々やはり寿命という所がありますので点検箇所は増えている傾向にはございます。以上でございます。

議長（福田博行） 他に質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。橋本マサ子議員。

（議員橋本マサ子登壇）

議員（橋本マサ子） ただいま上程されております平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

ごみ問題は地球の限りある石炭や石油、森林や食物などの資源を守ることを最優先にした上で、焼却によるダイオキシン、CO<sub>2</sub>、重金属類の発生や埋立てによる土壌や水汚染など、環境破壊を引き起さないためにはどうすべきかを基本にすることが不可欠でございます。身近なところから地球規模に至るまで、このごみ問題には多くの議論が認められているのではないのでしょうか。その意味からも対極的な立場で見なければならぬと思っております。

さて、そのような中での決算の認定審査であります。新清掃工場の整備も粛々と進

められておりますが、その背景には引き受けていただいた青山地域の皆さんの思い、また、名張市市民の逆説も含めて、建設場所や施設整備に対しての疑問が衛生組合区域内で払拭されていないのも事実でございます。逼迫した最終処分場の延命化策には、当年度 6,296 万 6,000 円が投入されています。この費用も予想を上回ったものであり来年 4 月から容器包装リサイクルが本格実施されたとしてもこの事業に投入される費用は本来避けて通らなければならない性格のものではなかったでしょうか。なぜ、延命化策が必要になったのか、反省が求められています。

次に、し尿処理場の浄化センター整備工事について申し上げます。ご存知のように今年 2 月から汚泥の海洋投棄が出来なくなり、浄化センターでの引き受けが必要となったことからこの整備が行われたわけでございます。工事開始の時点では、当然この改修の完結でスムーズに移行できるものと判断しておりましたが、含水率の調査が出来ずに市民の負担が増加してしまいました。そこまで踏み込んだ改修が出来得なかったものなのかと、いまだに謎が解けない状態です。

さて、当年度職員の給与構造が大きく変わり、人事評価制度の導入などで生涯賃金が大幅に削減されることになっています。上司に評価されるかどうか、管理職に昇格するかどうかで賃金格差を生み出す不当な賃金制度と言えます。とりわけ管理職ポストのほとんどない現業職の皆さんはいくら頑張っても頭打ちとなります。経過措置として現給補償や地域手当も含まれていますが、長いスパンでの給与削減は子育て真最中の職員の家計をもむしばんでしまい、将来計画の変更が余儀なくされてしまいます。政府は官から民へのスローガンのもと事業の統廃合や民営化、人員削減の計画策定を強要しています。この給与構造改革もその流れに添ったものであり、これはあまねく民間労働者へ影響していくものでございます。今、公務員であれ、民間の労働者であれ、人としての暮らしが成立つ給与構造が求められています。しかし、悪循環へ結びつけるような、このような給与改革が盛り込まれている本決算には賛同しかねます。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議長（福田博行） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号について採決いたします。本案は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案第 10 号は、認定されました。

議長（福田博行） 以上をもちまして、本組合議会定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成19年10月伊賀南部環境衛生組合議会第152回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時4分閉会

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 長

副 議 長

議 員

議 員